

1 元治元年九月 御触帳

当「御触帳」は、縦一四・八センチメートル、横四〇・五センチメートル、丁数は二一九（すべて墨付）の横帳。

本帳には元治元年（一八六四）九月から慶応二年（一八六六）九月にわたる二二五件の町触が収録されている。冒頭部分のみ元治・慶応改元の書付や第二次長州戦争における進発の道筋、将軍家茂薨去における鳴物停止の通知など町触の全文ではなく、その一部もしくは要約の記載がみられるが、幕末期における政局および世情の不安定な江戸の状況を物語る多くの法令が収録されている。

元治元年七月に第一次長州戦争がはじまり、同年十月に長州藩は幕府に恭順する。その際に幕府は江戸藩邸を取り上げ、翌年二月七日には藩邸で所持していた紙・蠟燭を町々へ払い下げの旨を傳達している（1—51）。また、十四日には麻布日ヶ窪にある長門府中藩（藩主毛利左京亮）の上屋敷の家財も、入札による払い下げとなる旨を町々に傳達している（1—53）。

しかし、その後長州藩は藩論を幕府への抵抗に一変し、慶応元年五月に第二次長州戦争となる。将軍家茂の御進発の旨が傳達され、町々に東海道と美濃路の通行を見合わせるよう命じている（1—

69）。六月には、進発に際して町奉行所より上納金の傳達がなされている（1—103）。翌年の六月には戦鬪が開始され、その翌月江戸では歩兵の募集がおこなわれている（1—187）。また、同月二十八日には町火消七〇〇名を雇い入れ芸州へ派遣する旨が伝えられている（1—195）。しかし、七月二十日将軍家茂は大坂城内にて薨去。江戸では一ヶ月以上遅れて薨去の旨が触れられ、市中は鳴物停止となった（1—206）。あわせて八月二十日より徳川慶喜が宗家を相続する旨が町々に傳達された（1—207）。

戦争は物価とくに米価の暴騰をひきおこした。その背景には商人の売り惜しみ、買い占めがあり、元治二年三月に諸品の払底がないように江戸の町々に傳達している（1—60、61）。また、庶民の使用する銭貨も払底し、慶応元年閏五月これまでに通用していた真鍮銭・文久銭・銅小銭の歩増をおこなう旨を幕府は命じている（1—85、89）。しかし、こうした銭貨の通用は江戸ではゆきとどかず、取引に支障をきたし、その後も幕府は歩増銭の通用を命じている（1—153、170）。

物価高のために江戸では多くの窮民を生み出す結果となった。慶応元年七月、江戸町会所による窮民へ救い米・銭の支給がおこなわれている（1—116）。その前に江戸町会所では、富裕の町人に施行をもとめたり（1—97）、其日稼ぎをはじめとした窮民の調査などがおこなわれている（1—106）。

しかし、慶応二年五月、品川宿で打ちこわしがおこり、生活に困窮した町人による暴動が江戸でもみられるようになった（1—

175)。そして六月には町会所より困窮の者へ銭が支給されることとなった(1—181)。

將軍不在の中、江戸の警衛は、より一層重要な政策としておこなわれるようになり、四谷・麴町にある屯所の費用を塩町などの町々によって、小間割で負担がなされている(1—190)。また、設置当初は外国人の警護にあたった別手組は、この頃には職掌を拡大して市中の取締りをおこなっており、その屯所の諸入用も町人によってまかなわれている(1—197)。

このほか、興味深い法令として、幕府が慶応三年のフランス万国博覧会へ参加するために、慶応元年十二月江戸の町人に對し、出品物の募集を行ったものがある。しかし、その希望者が多いために翌年二月二十九日に再び調査する旨を町々に命じている(1—160)。募集の際の例示を見ると、博覧会に出品が想定されたものは工芸品と農林産物がほとんどであったが、絹織物、象牙細工、磁器、日本刀、人形、錦絵など多種類の物品があったことがわかる。また、海外に関する法令として、慶応二年四月幕府は学科修行または商業のためなら、海外渡航が許可されている(1—173)。百姓・町人であっても領主の許可があれば海外へ行けることとなり、庶民の間でもいわゆる「鎖国」は終わりを迎えることとなった。

なお、当「御触帳」のなかで類出するもの一つに紛失品の取調に関する町触がある(1—12、13、19、23、30、31、32、36、38、39、41、43、55、58、62、63、81、90、105、117、118、119、120、125、127、132、134、135、146、154、155、157、158、164、167、172、183、222)。盗難

などで紛失者より届出があった場合に、町奉行所から町々へ取調べを命じている。紛失品には具足、刀、脇差、鉄砲、陣羽織、鎖帷子、小袖、羽織などがみられ、武器が多いことに気付く。件数は次第に少なくなるが、紛失品に関する町触はこれ以降も続いてみられる。

世情不安定を影響してか、慶応元年閏五月に子ども遊びに陣羽織を着て群をなし、手遊びの鎗、長刀、鉄砲などを所持して町々を歩くことが、赤坂・芝あたりでみられたが、幕府はこれを禁止している(1—88)。

(石山秀和)

## 2 慶応二年九月「御触帳」

当「御触帳」は、縦一四・九センチメートル、横三九・五センチメートル、丁数一九二(墨付一九〇丁)の横帳であり、帳面の背の部分と開閉部には紐が付されている。本帳には、慶応二年(一八六六)九月二十日から同四年(一八六八)正月十三日までに出された二〇九件二二二点の通達類が書き留められている。当該期の大部分は、慶応元年(一八六五)五月に十四代將軍徳川家茂が二度目の長州戦争で江戸を離れて以来、十五代將軍職を辞した慶喜が同四年正月十二日に江戸へ戻るまで、將軍が江戸には存在せず京都・大坂に滞在した時期にあたり、町触の中には「御留守中にも御座候間」(2—105)、「御上洛御留守中」(2—112・122)などの文言がみられる。慶

喜の江戸還御(2-206)、同日の薩摩藩罪状書上(2-207)、そして翌十三日の町兵の人選(2-208)については、3の慶応四年正月の「御触帳」の冒頭にも同内容の記事がみられる。

慶応二年の五月末から六月頃の江戸では、度重なる打ちこわしが発生したが、九月には困窮人が施しを求めて富裕者の店先に群集する事件が相次いだ。1の元治元年(一八六四)九月の「御触留」には、慶応二年九月十八日に神田佐久間町の広場に御救小屋を設置する申渡が収録されているが(1-225)、当「御触帳」は、焚き出し所や御救小屋を設置するので、これ以上騒ぎを起こさないよう江戸の人びとに申し渡した九月二十日の通達から始まっている(2-1)。九月二十四日に御救小屋が完成するまでは、握り飯の焚き出しが本所回向院などの五ヶ所の寺院で行われ、小屋入り希望者の調査も進められた(2-2・4・5・6・7・10・11)。この焚き出し所は非常に混雑し、握り飯の支給対象者の入場は隔日に制限された(2-8)、御救小屋の完成から約一ヶ月半が過ぎた十一月十四日の段階でも、より多くの人たちに小屋入りの機会がめぐらよう、御救小屋の居留日数が五〇日とされており(2-33)、当時の江戸には救恤を必要とする人が多く存在したことが知られる。「御触帳」には、湯銭・髪結銭、職人賃銀・商人手間賃・人足賃、そして日用品価格などの引き下げ令や(2-169・174・179)、紙値段の高騰による紙類の節約、及び米価・物価の高騰時における施行実施者の褒賞を知らせる通達が収録されており(2-47・95)、こうした諸物価の高騰が江戸の人びとの生活を窮迫させた要因の一つであったと考えられ

る。

この時期には、学科修業や商売による海外渡航の手続きに関する通達(2-15・119)、外国製品の製法伝習希望者を取り調べる通達(2-51)、そして外国人との商売や取引を奨励する通達が出されており(2-98・137)、外国との交流が始まった状況が読みとれる。日常生活の中でも、外国人の芝居小屋や料理茶屋への出入が許されたり(2-89・96)、外国人居留地に決定した築地の鉄炮洲付近で外国人への家作の貸渡が認められるなど(2-166)、江戸の人びとが外国人に接する機会も増えていた。しかし、通行中の外国人に暴言を吐いたり瓦礫を投げつける行為は跡を絶たず(2-52)、外国人が護身のための発砲を認められたことを受けて、江戸の人びとに対しては決して外国人に手出しをしないよう繰り返して通達が出されるなど(2-106・108)、外国人をめぐる緊張した状況がうかがえる。

こうした世相を反映した当時の江戸では、治安が極めて悪化しており、窃盗・強盗や抜刀した者による騒動が頻発し(2-56・93・142)、歩兵・兵卒や彼らと似た者が、無銭飲食などの問題を起す始末であった(2-35・136)。幕府は、歩兵組や撤兵隊などのほかに(2-37・138)、大名家に江戸の巡邏を命じ(2-155・190)、町奉行所の三廻り(定廻り・隠密廻り・臨時廻り)には助役を付けて(2-21・157・158)、三廻りによる江戸の巡回や町奉行所への犯罪の届出を徹底し(2-142・163・170・176・178・183・185)、町火消人足をはじめとする町内の強壯者から町兵を取り立てるなどの対策を行った(2-151・203・205・208)。当「御触帳」には、こうした市中取締対

策の拠点となる屯所について、設置場所や配置人数、及び建設費用の負担方法に関する記事が収録されており（2—94・142・151・170・171・177）、江戸に置かれた屯所の実態を知ることができる。以上の施策にもかかわらず、慶応三年十二月には、江戸の騒擾を画策した藩士や浪人が出入りしたとされる三田の薩摩藩邸が焼き討ちされるなど、江戸の治安は不安定な状態が続き、幕府は関係者の取り調べや江戸を出入する人の監視に奔走した（2—180・182・189・190・192・194・201・206・207・209）。

なお慶応二年十二月五日には、徳川家茂の後を受けて、慶喜が十五代将軍に就任したが（関連記事2—3・9・23・27・38・43・44）、翌三年正月九日には、孝明天皇の後を受けて、明治天皇が践祚した。これらの将軍と天皇の代替わりは、幕末政治史の中では大きな出来事の一つとして知られているが、当「御触帳」では、孝明天皇没後の慶応三年正月四日以降の江戸の町で、普請や鳴り物が停止されたことが注目される（2—48・50・55）。火災で類焼した場所などにおける必要最低限の普請が解禁となったのは二月五日（2—54）、普請全般は同十五日（2—58）、芸人による鳴り物は同十九日（2—61）、そして鳴り物全般の解禁日は四月十七日（京都では八日に触出）であったが（2—85）、慶応三年頃の江戸は、町中に困窮人があふれ、治安の悪化が深刻な問題となっていただけに、上記の期間中に稼業を休まなければならぬ大工・職人・芸人などが苦情を唱えていないか、生活に窮迫した人たちが騒動を起こしていないかに、町奉行所は神経を尖らせていた（2—49）。天皇の代替わりは、

幕末の政治史だけではなく、江戸の人びとの生活にも少なからぬ影響を与えたことがうかがえる。

（高山慶子）

### 3 慶応四年「御触帳」

当「御触帳」は、縦一五・〇センチメートル、横三九・五センチメートル、丁数は二三五丁（すべて墨付）の横帳。帳面の背と開閉部に紐が付されている。

記載期間は、慶応四年（一八六八）正月十二日から同年七月二十八日までで、二三〇件、二四六件の記事がある。このあと当館所蔵の四谷塩町一丁目文書中の「慶応四年戊辰八月吉日」の表紙のある「御触帳」資料番号九〇三七三三三六）に続く。なお、この御触帳と、これに続く「明治元年戊辰十二月日」（同九〇三七三三三七）、「明治三庚午正月より」（同九〇三七三三三七）は、「江戸東京博物館史料叢書5 四谷塩町一丁目御触留」（平成十四年二月十日刊）として翻刻済みである。

当帳の収載期間は約六箇月で、1の「元治元子年九月より」の「御触帳」の約二年、2の「慶応丙寅九月吉日」の「御触帳」の約一年四箇月と較べると、かなり短くなっている。

書き出しは、鳥羽伏見の戦いで敗れた十五代将軍徳川慶喜が急遽大坂から海路江戸に戻ったという慶応四年正月十二日付の触（3

—1)である。以後半年にわたり、政権交代の真っ只中、混沌とする旧政権の所在地江戸の住民に出された触が書き留められている。

鳥羽伏見の戦いで勝利を収めた維新政府は、政権基盤を確固たるものにするため、徳川慶喜や旧幕勢力を討伐するという強硬方針のもと、諸方面から東征軍を江戸に差し向けた(3—57)。これに対し旧幕側は、主戦論を斥け、慶喜の謹慎を軸とする恭順策をとり、江戸の住民にも恭順を要請した(3—58など)。新旧勢力の正面衝突は、三月十四日の旧幕臣勝海舟と東征軍参謀西郷隆盛との会談で回避され(3—76)、江戸は東征軍が占領することとなった(3—77など)。この時期の東征軍の最大の課題は、江戸の混乱の收拾であり、これは江戸の住民の強い要望でもあった。本帳に収められた触の多くは、治安と秩序の回復に関するものとなっている。

維新政府は四月十一日の江戸城明け渡しのと、本格的に江戸の住民の人心掌握に努めた。四月十九日には従来の町奉行所に市中取締所を設け、閏四月二日には御三卿の田安慶頼と旧幕臣の大久保一翁・勝海舟に江戸鎮撫を命じ、あらためて町奉行所に市中取締りを委任した(3—117)が、なかなか実効が及ばず、五月三日には市中取締りを東征軍に委ねた(3—143)。このあと五月十二日には江戸府が設置されている。

五月十五日、維新政府にあくまでも反抗していた旧幕臣を中心とした彰義隊を武力鎮圧した維新政府は、同十九日江戸に鎮台を設置し、町奉行所を廃して市政裁判所を設けた(3—156・158・160)。

一方、これまで江戸を支配していた徳川将軍家は、田安亀之助(徳

川家達)が慶喜の養嗣子となり、五月二十四日駿河府中(駿府、現静岡市)七十万石の大名としての存続が決まった(3—157)。これにより江戸は維新政府が管轄することとなり、六月朔日からは南北の市政裁判所の業務が従来の町法通り始まった(3—160)。六月十八日には、毎月朔日・朔・六・十一・十六・二十一・二十二・二十六・二十九日を南北裁判所の休日とする旨の触が出されている(3—177)。

七月十七日には詔書により、鎮台が廃止され、新たに鎮将府が置かれ、江戸府は東京府と改められ、府務は市政裁判所で行うことになった。本帳の記載は、東京府誕生後の七月二十八日付の蚕種并生糸所の移転触までである(3—230)が、鎮将府設置の触は含まれていない。東京府発足の触書の記載は、本帳から繋がる前述の「慶応四年戊辰八月吉日」の「御触帳」の初めの部分に収載されている。この触の記載の最後に「右の通 御書付出席間、町中不洩様、入念早々可相触候」とあり日付が「辰(慶応四年)八月朔日」、差出しが「町年寄役所」となっているので、七月十七日付の詔書が住民に伝わるまでに十三日以上(慶応四年七月は小の月)かかったことがわかる。

前述のように、本帳収載の触書は、政権交代の混乱を反映して、秩序と治安の回復に関するものが三分の一ほどを占める。ついで、上部機関である町奉行所と、それを受け継いだ市政裁判所に関する人事や手続の変更等の触書が多くなっている。これらのうち興味をそそるものを記す。

まず、慶応二年の「御触帳」にも出てくる「町兵」に関する事柄がある。本帳では、町兵取立てのため強壯の者を選ぶ（3―3）ことや、取り立ての趣旨の確認（3―16）町名主の役割（3―14）、稽古に関する（3―15）触書が見える。

次は、紛失品の手配触である。おそらく盗難品と思われるが、手配品を見ると刀（3―83・150・216）と衣類（3―17・128・138）が多くなっているが、時代を反映してか、舶来と思われる時計が手配されている（3―93）。

また東京府設置直後の七月十八日付で「下情貫徹、万民安堵、各生業を安んじるため、月番の市政裁判所に目安箱が置かれている（3―217）。維新政府が民衆掌握のため、旧政権の施策であっても良法は採り入れるという姿勢が反映していて興味深い。

最後に本巻所収の触書をより深く理解するために、既刊の「江戸東京博物館史料叢書3 四谷塩町一丁目御用留」（平成十二年二月二十九日刊）所収の元治元年「御用留」（安政五年三月〜元治元年十一月）、慶応三年「御用留」（慶応二年十二月〜同三年十一月）、同4 四谷塩町一丁目 町入用」（平成十三年三月三十一日刊）所収の文久二年「町入用押切帳」（文久二年十月〜明治二年二月）、および「同6 四谷塩町一丁目 書役徳兵衛日録」（平成十五年三月三十一日刊）所収明治元年「日記帳」（慶応四年正月元日〜明治元年十二月十一日）を参照されたい。

なお、本巻所収の触書のうち慶応四年五月二十二日付の江戸鎮台

設置の通達（3―156）までは、近世史料研究会編、塙書房刊「江戸町触集成」第十八卷（平成十四年十月二十日刊）、第十九卷（平成十五年三月二十日刊）の底本となっている。

（近松鴻二）